

2

広報

Public Relations TATSUGO TOWN

No. 475

2018

(平成30年)

たつごう

秋名夜桜ライトアップ

1月27日から2月11日にかけて秋名集落
県道沿いで秋幾農業創成塾による秋名夜桜ラ
イトアップが行われました。訪れた見物客は
昼間は見れないヒカンザクラの魅力を楽しみ
ました。

2月号の主な内容

まちの話題	・・・P2～
特集 エッセイ作品紹介	・・・P4～
お知らせ	・・・P6～
玉黄金	・・・P12

～最近の「まちの話題」～

「TATSUGO TOWN TOPICS」では、たつごうに関する話題を紹介します。町民の希望と笑顔いっぱいのシーンをご覧ください。

読者の皆様からの情報提供もお待ちしています。

龍郷町役場企画観光課 メール koho@town.tatsugo.lg.jp

☎ 0997-69-4512 FAX0997-62-2535

龍郷町の人口

平成 30 年 1 月末現在

前月比

世帯数	3,056	+3
人 口	6,043	-4
男	2,917	-8
女	3,126	+4

文化保護の意識高めて 「文化財防火デー」

昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂壁画が焼損したことから、毎年この日は文化財防火デーと定められました。龍郷町ではりゅうがく館の調理室から出火した想定で防火訓練を実施。文化財展示室から文化財の搬出や消火栓の使用方法の確認など参加者は非常時に備え、適切な対応を取れるよう訓練に励みました。



消防署員より消火栓の使用方法を学ぶ一同



和気あいあいと調理が行われました。

ふるさとの味をもっと知って 生活研究グループ調理実習

2 月 11 日に龍南中学校で鶏飯の調理実習が行われました。この取り組みは子どもたちに島の郷土料理を伝えることを目的に、町内の主婦や製造業に携わる方などで組織される龍郷町生活研究グループ指導の下、開催されました。お米は龍郷町の友好都市である菊池市で作られた「七城米」を使用。生徒たちは自分たちで作った郷土の味を楽しみました。

幻想的な桜を楽しもう！ 秋名夜桜ライトアップ

1 月 27 日に秋名夜桜ライトアップ点灯式が秋名集落から奄美市名瀬芦花部に続く県道沿いで行われました。この企画は地域活性化に取り組む「秋幾農業創成塾」により桜の開花時期に合わせて行われ、2 月 11 日まで雨天時を除く午後 6 時から 9 時まで点灯しました。訪れた参加者約 50 人は普段とは違う魅力のヒカンザクラを楽しみました。



花見を楽しむ参加者たち



平成 22 年の豪雨災害の様子（中戸口）



完成記念碑前にて撮影

大美川・戸口川床上浸水対策 特別緊急事業竣工式・祝賀会

平成 22・23 年に発生した豪雨災害を受け、平成 24 年度から進められてきた大美川・戸口川床上浸水対策特別緊急事業の竣工式・祝賀会が 2 月 9 日に戸口地区振興センターで行われました。

戸口地区では平成 22 年の豪雨災害で床上、床下合わせて 133 戸が、翌年の平成 23 年の災害では 72 戸が浸水被害を受けました。

今回の川幅拡張等の工事により、整備前と比べて約 2 メートルの水位を下げることに成功。平成 29 年の台風 5 号の際には平成 23 年の豪雨災害と同等の雨量が確認されましたが、戸口地区で浸水被害はなく、工事の効果によるものと考えられます。

工事により、大雨への不安は軽減されましたが、今後も平成 22・23 年の豪雨災害の経験を忘れることなく、防災対策に努めていきます。

秋名・幾里の環境文化を 知る・見つけるシンポジウム

1 月 28 日に秋名コミュニティセンターで鹿児島大学鹿児島環境学研究会主催による秋名・幾里シンポジウムが行われました。自然を生かし、先人たちが育ててきた暮らしの文化（環境文化）を伝えようと大島北高校聞き書きサークルや屋久島環境文化財団など様々な団体が発表。後半は集落散策を行い、シマの文化を体感しました。



多数の参加者が環境文化について学びました。

集落の活性化に一役！

宝くじ助成事業



平成 29 年度宝くじ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を利用して、芦徳集落と上戸口集落は、クーラー、冷蔵庫、パソコン、音響機器等を導入しました。今回購入した備品は両集落の公民館に設置されました。集落行事など、様々なコミュニティ活動を通じて幅広く活用され、集落の活性化が期待されます。



公民館へ設置された備品の数々

たつごうエッセイコンテスト 最優秀賞作品

龍郷町は昨夏、「第4回たつごうエッセイコンテスト」を企画しました。「西郷さん」をテーマに全国から力作を募集し、2月25日にはりゅうがく館で表彰式もありました。このページでは、一般の部と学生の部の最優秀賞に輝いた2作品を紹介します。
(敬称略)

一般の部

月と西郷

大島郡伊仙町 田中 浩 (55)

もう一時間くらい歩いただろうか、今夜はサザエが一つも見つからない。遠くに妻の持つ灯りがチラチラ見える。イザリ漁は忍耐力が必要だが、飽きっぽい私は、リーフ（珊瑚礁）に座り一服しながら見上げると満月である。

今から百五十年以上前、薩摩藩から潜伏の命を受けて、龍郷の阿丹崎に西郷の船が着いた。おそらく人目を避けるために、到着したのは夜だったのではないか。そして舫い綱をつないだ一本松の枝の間から漏れる幽かな月明かりが、西郷の大きな背中を照らしていたに違いない、と勝手な想像を膨らませてみた。

島の風景には月がよく似合う。サトウキビ畑にぽっかり浮かぶ月。コノハズクが鳴き出し、

ハブが静かに動き出す。八月踊りのチヂン（太鼓）の音が遠くから聞こえ、島んちゅが焼酎を酌み交わす。その背景として、淡い月明かりが実にぴたっとく。大和は太陽の文化、島は月の文化であると説く人もいた。

その月の文化をもつ島に、三年間どっぷりと浸かった西郷は、再び藩の命で、愛する人々を島に残し、鹿児島へ帰ることとなる。旅立つ前の夜、にぎやかな送別の宴をそとと抜け出し、月に照らされ煌めく龍郷湾の波を見ながら、愛加那と菊次郎、そして島の人々の幸せを心から祈ったであろう。おっと、これも勝手な想像である。だが、数多くのドラマや映画の中で見る明治維新の立役者が島でどんな生活を送ったかを知るとともに、一人の夫、一人の親として

の西郷の心情を推し量ると、大偉人が急に身近な存在に思えてきて、いっそう親しみがわいてくるのである。

そう言えば、西郷が龍郷で過ごすようになる二ヶ月前、満月の夜に錦江湾で一緒に入水自殺を図った僧の名前が月照だった。安政の大獄の犠牲者の一人と言ってもいい。月と史実が偶然にも重なり、独り合点する。「もう帰ろうか。」という妻の声がして、ふと我に返った。妻のティル（籠）をのぞくともぞもぞと動くスガリ（タコ）の足が見えた。

学生の部

表と裏

龍郷町嘉渡 山崎 大成(12)

ぼくの家の窓からは、海が見える。山が見える。龍北中学校が見える。ぼくの好きな嘉渡の風景だ。ぼくは、シマで生まれ、シマで生きている。ぼくは、「わきやシマ奄美」が大好きだ。

「西郷隆盛は、奄美大島に来たことがあるんだよ。」

初めて、そう教えてもらったのは、小学校二年生のとき。そのときは、それしか知らなかった。

しかし、それから何かあるたびに、西郷隆盛という名前を聞くようになった。ぼくたちの町、龍郷町に住んでいたこと。愛加那という人と結婚し、菊次郎という子どもがいたこと。昔の人にしては、身長が高く、とても大きかったこと。そして、五年生のとき、西郷隆盛が、明治維新に大きく関わったことを知っ

た。坂本龍馬が間に入り、長州藩と薩摩藩の西郷隆盛が手を組んで、幕府を倒したことで、明治維新が成しとげられたのだ。「すごい人だなあ。」ぼくは、心から尊敬した。

しかし、ぼくは思った。そんな完璧な人間が、本当にいるだろうか。

「人間には、きっと裏があるはずだ。」

そう思った僕は、社会の教科書をもう一度読んでみた。インターネットでも調べてみると、明治維新のヒーローのはずの西郷隆盛のちよつと違う面が見えてきた。幕府を倒したとき、西郷隆盛は、江戸の町を焼き払おうとしていたというのだ。

「やっぱり。」
ぼくは、妙に納得した。勝海舟

のおかげで、戦火をまぬがれた江戸の町。

「でも、待てよ。」

一つの出来事が、見る人によって、百八十度違ってしまっている。これは、人間の表裏ではなく、歴史の表裏なのではないか。ぼくの家の窓から見える、ぼくの好きな風景も、見る人によって違ってくるのだろう。大事なのはぼくがどう見るかということだ。



第4回たつごうエッセイコンテスト
入賞作品集

テーマ「西郷さん」



「たつごうエッセイコンテスト作品集」販売中

龍郷町は、入賞された全16作品を綴った「たつごうエッセイコンテスト入賞作品集」を発行し、1冊200円で販売しています。

取り扱い窓口は企画観光課となります。

【お問い合わせ先】龍郷町役場 企画観光課

☎0997-69-4512

FAX 0997-62-2535

メール koho@town.tatsugo.lg.jp

3月無料法律相談のご案内

奄美市と鹿児島県弁護士会が共同で開催しており、龍郷町民の方についても無料で相談することができます。

※要電話予約（先着順）

・8日（木）和田 知彦 弁護士

（午後1時～午後4時30分）

・15日（木）鈴木 穂人 弁護士

（午前9時30分～午前11時30分）

・22日（木）溝川 慎二 弁護士

（午前11時～午後12時、

午後1時～午後3時30分）

◇ひとり30分（続けての申し込みはご遠慮ください。）

▼問い合わせ・予約先

奄美市役所

市民協働推進課市民生活係

☎0997-52-1111

（内線1716）

高校生バス通学費助成

高校生バス通学費助成制度は、奄美大島内の高校にバス通学をする生徒の定期券購入費を助成するものです。必要な書類などを持参

して、役場企画観光課で申請をしてください。要件を満たすと「通学費補助許可証」を発行します。

▼助成の要件

生徒・保護者ともに龍郷町に住所があること

保護者が町税および各種使用料をすべて納めていること

※許可証交付後でも、滞納した場合は助成を停止することがあります。

▼申請に必要なもの

新2・3年生は現学年の在学証明書（コピー可）、新1年生は合格証明書（同）

申請者（生徒もしくは保護者）の印鑑（認印可。シャチハタ印不可）

▼申請期間：3月1日～3月30日

※新2・3年生は3月購入分から新年度許可証を使用できます。

▼申請・お問い合わせ先

龍郷町役場 企画観光課

☎0997-69-4512

第十回特別弔慰金の請求について

平成27年4月より、第十回特別弔慰金の請求受付が始まってお

り、平和の礎となった戦没者等の尊い犠牲に、国として改めて弔慰の意を表するため、ご遺族に特別弔慰金を支給しております。

償還額は年5万円に増額され、国債は5年ごとに交付されます。

まだ請求がお済みでない遺族の方や、該当すると思われる方は、町民税務課までお問い合わせください。

▼支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日現在、遺族年金等の年金給付を受ける権利者がいない遺族のうち一人。

※「遺族」とは、戦没者等の死亡当時に既に生まれていた遺族で、三親等内親族に限られ、法律により支給順位や要件が定められています。

▼支給内容：額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間

平成30年4月2日まで

▼問い合わせ先

龍郷町役場 町民税務課

☎0997-69-4519

空き家の適正管理について

適正な管理がされていない空き家などが放置されると防災面など地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、所有者又は管理者が適正な管理に努めることとされています。【空き家などを所有または管理されている方へ】

▼ご自宅以外に所有住宅がある方やご自宅を長期不在にされている方は、空き家の状況を確認して適正な管理に努めてください。

▼空き家などを適正に管理しないまま放置すると、改修や除却などの指導、勧告を受ける場合があります。

※空き家などに関するご相談は、県ホームページ

(https://www.pref.kagoshima.jp/ah14/kurashi-kankyo/sumai/info/akiya_kanri/akiya_joureimadoguchi.html)をご覧ください。

▼問い合わせ先

県庁住宅政策室

☎099-286-3738

(公財)鹿児島県住宅・

建築総合センター

☎099-224-4543

あなたも里親になってみませんか？

里親とは、さまざまな事情により家族と暮らすことができなかった子どもを自らの家庭に温かく迎え入れ、愛情と真心を込めて養育してくださる方のことです。県では、子どもの養育に理解と熱意、そして子どもに対する豊かな愛情をお持ちの方を、里親として認定・登録し、保護を必要とする子どもの養育をお願いしています。

里親になるには、特別な資格などはありませんが、知事から里親として認定され、登録される必要があります。詳しくは、お近くの児童相談所にお問い合わせください。

▼問い合わせ先

大島児童相談所

☎0997-53-6070

県庁子ども福祉課

☎099-286-2771

お誕生おめでとうございます

【1月届出】

保護者名(敬称略)

牧 桜子

寿志 大勝

益田 小鉄

拓郎 中勝

高橋 心麦

充 大勝

「こめい福をお祈りいたします」

【1月届出】

(敬称略)

森山 達弘

(68) 赤尾木

平 奈津紀

(36) 上戸口

福永 ソノエ

(92) 浦(愛寿園)

中村 ハルエ

(99) 中戸口

中田 ハルエ

(104) 秋名

榮 サチ子

(90) 嘉渡(龍郷の里)

西田 良房

(67) 秋名

山田 キエ

(96) 秋名

奥山 よネ

(92) 秋名

川畑 一男

(100) 浦(愛寿園)

豊山 美津子

(98) 浦(愛寿園)

勝冶 茂範

(97) 浦(愛寿園)

香典返しお礼

・川畑純一さん(故川畑一男さん)

浦老人クラブ、愛寿園

・山田仁司さん(故山田キエさん)

秋名集落、幾里集落

秋名稲葉会、幾里稲穂会

社会福祉協議会

・奥山敏一さん(故奥山よネさん)

秋名集落、幾里集落

秋名稲葉会、幾里稲穂会

【社会福祉協議会】

・森山真由美さん(故森山達弘さん)

・中村勝盛さん(故中村ハルエさん)

・福永弘志さん(故福永ソノエさん)

・中田勝利さん(故中田ハルエさん)

・瀧源廣さん(故瀧光子さん)

3月どうくさ会

高齢者の健康増進を目的として

います。お気軽にご参加ください。

※当日の時間は放送等でご確認ください。

ださい。

時間…午後2時

15日…中勝正午より開始

場所…各集落公民館

楽らく体操

龍郷

秋名・幾里

上戸口

毎週木曜

毎週木曜

毎週火曜

午前

午後

午後

午後	1日(木)	4日(日)	9日(金)	10日(土)
	安木屋場 瀬留・中勝 赤尾木・手広	川内	大勝	玉里
	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)
	芦徳・浦	嘉渡	中戸口	安木屋場 瀬留・中勝 赤尾木
	16日(金)	17日(土)	20日(火)	22日(木)
	川内	玉里 大勝(照山会)	下戸口	大勝
	23日(金)	26日(月)	27日(火)	28日(水)
	芦徳	芦徳	嘉渡	円

※行事は変更になる場合があります。あらかじめご確認ください。

3月行事予定表

日	行 事 名 等	時 間	場 所
2 (金)	保健センター開放 (乳幼児対象)	10 : 00	どうくさあや館
	でいでいクラブ	13 : 30	りゅうがく館
5 (月)	保健センター開放 (乳幼児対象)	10 : 00	どうくさあや館
8 (水)	1歳6カ月児健診	12 : 30	
9 (金)	かめのこクラブ	10 : 00	りゅうがく館
	でいでいクラブ	13 : 30	
12 (月)	保健センター開放 (乳幼児対象)	10 : 00	どうくさあや館
14 (水)	1歳児 4歳児健診	13 : 30	
16 (金)	保健センター開放 (乳幼児対象)	10 : 00	りゅうがく館
	でいでいクラブ	13 : 30	
19 (月)	保健センター開放 (乳幼児対象)	10 : 00	どうくさあや館
20 (火)	じゃがいも会	13 : 30	未定
23 (金)	かめのこクラブ	10 : 00	どうくさあや館
	でいでいクラブ	13 : 30	りゅうがく館
26 (月)	保健センター開放 (乳幼児対象)	10 : 00	どうくさあや館
28 (水)	お腹すっきり運動教室	19 : 30	
30 (金)	でいでいクラブ	13 : 30	りゅうがく館

平成 30・31 年度 指名競争入札参加資格申請について

龍郷町平成 30・31 年度の入札参加資格審査を希望する業者や個人の方は、下記の要領で申請を受け付けますので、各部門に必要な書類一式をそろえ、龍郷町役場総務課入札参加資格審査係まで申請してください。指定様式や申請方法の詳細は、龍郷町ホームページをご覧ください。申請を行ってください。

■受付期間

平成 30 年 3 月 30 日まで (必着・郵送の場合のみ消印有効)

■有効期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間
(受付期間を経過した申請については、登録業者リストへの登録に 3 ヶ月程度かかります。)

■提出先

〒894-0192

鹿児島県大島郡龍郷町浦 110 番地 龍郷町役場総務課 入札資格審査係

TEL : 0997-69-4511 FAX : 0997-62-2535

(閉庁日や業務時間外は電話での対応はできかねます。)

■URL : <http://www.town.tatsugo.lg.jp/>

※ホームページ内の入札情報をご覧ください。



取引先に代金を
払ってもらいたい

敷金を返して
もらいたい



隣に静かに
してほしい



そんなときには

民事調停

があります。

民事調停 とは

裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、
話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続です。

民事調停の **5** つの特徴

1

手続が簡単

申立書の作成は簡単で、
手続案内もしています。

2

費用が安い

例えば、10万円の代金を
請求する場合にかかる
費用は、手数料**500円**
と必要な郵便料金です。

3

解決が早い

多くの事件が
申立てから**3か月以内**に
終了しています。

4

裁判官と調停委員が 間に入った話し合い

- ・ 法律的な問題や専門的な
問題も、当事者の方と
一緒に解決を目指します。
- ・ 手続は非公開です。

5

判決と同じ効果

調停が成立した内容につい
ては、**強制執行**ができる場
合もあります。

調停で話し合う様子（イメージ）



くわしくは
裁判所のウェブサイトへ

裁判所 民事調停

検索

<http://www.courts.go.jp/>



民事調停制度が
分かる動画
「5分くらいでわかる!!
民事調停制度」
も配信中!



自転車条例のなぜ？ どうして？ 条例 Q&A

Q1

なぜ、この条例ができたの？

自転車に関係する交通事故の防止と被害者の保護を図り、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためです。



Q2

自転車利用者が気をつけることは？

自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自転車が自動車と同じ車両であることを認識し、安全で適正な利用に努めることとされ、

- 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備を行う
- ヘルメットを着用する
- 同乗する幼児にヘルメットを着用させる(義務)
- 自転車損害賠償保険等に参加する(義務)

などが規定されました。



Q3

保護者としての責任があるの？

- 交通ルールやマナーについて話し合い、自転車の安全で適正な利用に関する技能、知識を習得させる。
- 中学生以下の生徒等にヘルメットを着用させる責任があります。(義務)



Q4

保険加入を義務化するの？

自転車保険への加入により被害者の保護(救済)や加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担を軽減するためです。



※自転車貸付業者・事業者も損害賠償保険等への加入が義務となりました。

《もし事故を起こせば…高額な損害賠償を命じられることもあります》

自転車での加害事故例



小学生が夕方、マウンテンバイクで坂道を下っていたところ、散歩中の歩行者に気づかず正面衝突。被害者は、頭を強打し意識不明で寝たきりの状態。
(神戸地裁、H25.7.4判決)

賠償額 約 9,500万円

自転車保険には

- 自転車向け保険
- 自動車・火災・傷害保険(共済)等に付帯するもの
- PTA 保険等のように団体に加入するもの
- 自転車安全整備士による自転車の点検・整備と併せて、自転車の車体に保険をかけるTS マーク付帯保険

などがあります。現在、加入している保険などを確認し、加入していない方は、必ず加入しましょう。



※ 本条例では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などについて義務化していますが、罰則は設けておりません。

「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを!

問合せ先

鹿児島県 生活・文化課 ☎099-286-2523

国民健康保険証の切替時期です ～国保税の納め忘れはありませんか！～

お持ちの国民健康保険証の有効期限は3月31日までです。4月からは使用できませんのでご注意ください。

なお、今回のみ、7月に再度切り替えを行います。

平成30年度 保険証の切り替えを3月下旬から実施いたします。各集落を巡回する会場と日程については、後日お知らせいたします。

● 保険証が交付される世帯とは。

- ・ **現年度・過年度分どちらの国保税も完納している世帯。**

(都合上、会場へ来られない方は後日、郵送します。)

● 国保税の未納(29年度分)期間が1年未満の世帯は。

- ・ 国保窓口(役場)での切り替えとなり、「短期保険証」が交付されます。
「短期保険証」の切り替えは、3月下旬から窓口で行います。

● 国保税の未納(過年度)期間が1年以上の世帯は。

① 「資格証明書」を交付します。

「資格証明書」とは、医療費はいったん全額自己負担になります。
国保税を納付した時に7割の払い戻しを受ける保険証です。

② 高校生以下のお子さんへは、有効期間を6ヶ月とする短期保険証を交付いたしますので、窓口で切り替えをお願いします。

★ 国保税は国保を支える貴重な財源です。納付期限内に必ず納めましょう。

★ 国保税の滞納はそのままにせず、まずはご相談ください。

・ ・ 届け出をお忘れなく ! ・ ・

転入・転出や他の健康保険への加入・脱退など、国保の資格に関する異動があるときには届け出が必要です。

・ ・ 保険税の納付は口座振替が便利です ! ・ ・

保険税の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。口座振替なら、保険税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もないので安心・確実です。

後期高齢者医療保険証(75歳以上の方)をお持ちの方は
平成30年7月31日までは、現在使用中の保険証をお使い下さい。
保険証切替は7月下旬にいたします。

お問い合わせは・・・

龍郷町役場 保険証については＝保険福祉課
保険税については＝町民税務課

TEL 0997-62-3111

玉黄金

2月

満一歳になりました。
この子たちに誇れる町をみんなでつくりましょう。



きよた りのあ
清田 莉乃愛 ちゃん
H 29. 2. 3 生
父 輝宏 / 母 志穂美 龍郷



さとう かざり
佐藤 風吏 くん
H 29. 2. 4 生
父 孝明 / 母 明日香 上戸口



まるやま がくし
丸山 学司 くん
H 29. 2. 7 生
父 真司 / 母 美香 手広



ひらた みあ
平田 実愛 ちゃん
H 29. 2. 27 生
父 隆峰 / 母 美香 久場

龍郷町地域おこし協力隊コラム

協力隊通信



うがみんしょうらん！

協力隊の村上です。旧正月が過ぎてから、春がグッと近づいたように感じますが、みなさん如何お過ごしでしょうか？今年インフルエンザの当たり年、なんでも鹿児島県は罹患者数が全国で3番目に多いようです。私の息子も初インフルを経験しました。手洗いうがい、まだまだ油断なりませんので、気を付けましょうね！先日、出張で東京に行ってきました。東京は本当に人が多いですね。あまりの人の多さに、少子高齢化や人口減少なんて微塵にも感じません。しかし日本は今、世界で最も高齢化率の高い国で「高齢化社会先進国」と言われ、この先どうなるのか世界から動向が注目されているようです。最近感じるのは、その中でも地方は、良い意味でさらに先に行く先進地なんじゃないかなと。世界一の高齢化社会である日本の中でも、特に深刻な地方で行われている、行政や民間、そして住民が自分たちの地域をなんとかしようと取り組む工夫と、昔から残る人と人の繋がり、濃い暮らし、日本や世界の将来に対するモデルになるんじゃないか、地方がこれからの日本に進むべき道を示しているんじゃないのかなと。もしかしたら、頑張っている様々な地域の状況が、世の中に伝わって、都市部の人が「住むなら地方じゃない？」と感じて、移住気運が高まっているのかもしれない。協力隊の活動を通して龍郷町のことを知るにつれ、益々、龍郷町の将来に可能性を感じています。魅力的で住みやすいこの龍郷町を将来に遺していく為に、地域の魅力を活かしながら、地域の方々と一緒に新たな挑戦をしていきたいと思っています。